

区域区分(注1)		区域の特性	開発行為等の制限(注2)	開発許可を必要としな	開発行為
都市計画区域	市街化区域	市街化を促進する区域であり用途地域等の定めがあります。	開発行為については、原則として、 <u>都道府県知事の許可を必要としません。</u> ※開発許可を受けた開発区域内においては、工事完了公告の後、原則として予定建築物等以外の建築物等の建築をしてはなりません(用途地域等が定められています(注3))。( <u>都計法42条1項</u> ) ※市街化調整区域では、 <u>開発行為及び建築物の建築等は禁止されます。</u>	1,000㎡〔三大都市圏では500㎡。また、地域によって300㎡から1,000㎡(又は500)㎡の範囲内で知事が規則で定める規模〕未満のもの。 (注3)	公共性がある施設・事業のためのもの・その他  ①一定の公益的施設〔駅舎その他の鉄道施設、社会福祉施設、医療施設、学校(大学、専修、各種学校を除く)、公民館、変電所等〕 ②国、都道府県、政令指定都市、中核市、開発許可権受任市等の行為や事業 ③都市計画としてオーソライズされた事業(都市計画事業) ④他の法律に基づき許認可がある開発事業(土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅街区整備事業) ⑤公有水面埋立事業 ⑥その他(非常災害のための応急措置、通常の管理行為、軽易な行為等)
	市街化調整区域	市街化を抑制すべき区域で、原則として建築物の建築はできません。	※ <u>都道府県知事は、用途地域の定められていない土地の区域での開発行為についての開発許可を率、建築物の高さ、壁面の位置その他建築物の敷地、構造および設備に関する制限を指定することができます、この区域においてはその制限に違反して建築することができません。</u> ( <u>都計法41条1項・2項</u> )		
都市計画区域外	縮小されたいない区域(非線引き都市計画区域)	市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない区域です。		一定規模(原則として3,000㎡、または都道府県の規則で定めた面積(300㎡以上3,000㎡未満))未満のもの。	
	準都市計画区域	都市計画区域に準ずる街づくりの基本となる区域で、土地利用に関しては、都市計画区域に準ずる制限が定められています。		1ha未満のもの	
	都市計画区域・準都市計画区域外				

(注1) 区域区分：街づくりの基本になる区域で、都市計画法にもとづくいろいろな都市計画が定められ、それにもとづき土地の利用について同法をはじめいくつかの法に制限が定められています。

(注2) 開発行為：「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工作物(コンクリートプラント等)の建設の用に供する目的で行う、土地の区画・形質の変更をいいます。具体的な事例については、開発行為に該当するか否かの判断は、市(区)町村(都道府県)に窓口で事前に問い合せする必要があります。  
区画の変更：道路・垣根等による土地の物理的区分の変更で、道路・水路等の新設・廃止・拡張・付け替・交換等を含みますが、単なる登記簿上の合・分筆は含みません。

形質の変更：切土・盛土による土地の物理的形質の変更をいいますが、既に建築物の敷地となっている土地で、建築物の建築と一体の工事と認められる土地の掘削等は、区画の変更を伴わない限り除外されます。

(注3) 多くの自治体では、それぞれ独自の条例・指導要綱に基づいて1区画の土地の最低面積、道路の幅員、公園・緑化、義務教育施設の負担等の細かい規制を行っています。